

香 川 県 報 号 外
香川県監査委員公表第 6 号
別 冊

行 政 監 査 報 告 書

「美術品の管理・活用について」

平成16年4月

香川県監査委員

目

次

第1	行政監査の趣旨	1
第2	監査のテーマ及び選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	選定理由	1
第3	監査の実施概要	1
1	監査の実施期間	1
2	監査対象機関	1
3	監査の実施方法	1
4	監査の着眼点	1
第4	監査の結果及び意見	2
1	美術品の保管状況（県全体）	2
(1)	美術品の種類	2
(2)	美術品の機関別・種類別保管状況	3
2	香川県文化会館	4
(1)	美術品の種類及び数量	4
(2)	美術品の取得	4
(3)	保管場所及び管理体制	7
(4)	美術品の展示	8
(5)	美術品の貸出し	9
(6)	その他の活用状況	11
(7)	現物調査	11
3	香川県歴史博物館（文化行政課）	13
(1)	美術品の種類及び数量	13
(2)	美術品（歴史資料）の取得	13
(3)	保管場所及び管理体制	14
(4)	美術品の展示	15
(5)	美術品の貸出し	16
(6)	その他の活用状況	16
(7)	現物調査	17
4	その他の機関	17
5	むすび	19

第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行が、法令等に従って適正に行われているかどうかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿ってなされているかどうかについて、監査を実施するものである。

第2 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

美術品の管理・活用について

2 選定理由

香川県（以下「県」という。）においては、教育委員会を中心に、絵画や彫刻、歴史資料等の美術品を多数所有している。これらの美術品は、県民の貴重な財産であり、適切に管理することはもとより、県民文化の発展に資するため可能な限り展示し、県民に鑑賞の機会を提供することが必要である。そこで、県の所有している美術品が適切に管理され、その目的に沿って有効に活用されているか等について、経済性、効率性の観点をも踏まえて、監査を実施することが必要であると判断して、本テーマを選定した。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施期間

平成15年9月18日から平成16年3月25日まで

2 監査対象機関

監査対象機関は、平成15年3月31日現在において、取得金額又は取得時の評価額が100万円以上の重要物品に該当する美術品を保管している県の機関とした。

なお、平成15年4月1日の組織改正等により機関名や保管状況に変更があったものについては、変更後の保管機関を監査対象機関とした。

3 監査の実施方法

監査対象機関から監査調書等の提出を求め、監査委員事務局職員による現地調査や必要書類の閲覧等の結果を踏まえ、実施した。

4 監査の着眼点

- (1) 美術品の取得手続について
- (2) 美術品の管理状況について
- (3) 美術品の活用状況について

第4 監査の結果及び意見

監査に係る美術品は、原則として、取得金額又は取得時の評価額が100万円以上の重要物品に該当する美術品とする。

1 美術品の保管状況（県全体）

(1) 美術品の種類

県の所有する美術品は、物品会計の運用について（平成12年3月22日付け11出B第192号出納長通知）の別紙2備品分類表において、次表のとおり分類されている。

大分類	中分類	小分類
室内用品、標本、 美術品類	美術品	<ul style="list-style-type: none">・日本画・洋画・彫刻・工芸・書・写真・デザイン・資料・古美術・歴史資料（民俗、考古資料を含む。）・その他の美術品

(2) 美術品の機関別・種類別保管状況

県が所有している美術品の機関別・種類別保管状況は、次表のとおりである。

(単位：点)

機関名 \ 種類 (小分類)	日本画	洋画	彫刻	工芸	書	写真	デザイン	資料	古美術	歴史資料	その他の美術品の	計
秘書課		1										1
環境・水政策課			1									1
産業政策課			1									1
経営支援課	1		1	1								3
文化行政課	2	1	1							83	1	88
(香川県歴史博物館)										(83)		(83)
(香川県県民ホール)	(2)	(1)	(1)								(1)	(5)
瀬戸内海歴史民俗資料館										1		1
香川県文化会館	174	226	52	128				1	1			582
香川県美術品取得基金	5	4	1	1								11
香川県漆芸研究所				3								3
高松桜井高等学校		1										1
普通寺西高等学校			1									1
計	182	233	58	133				1	1	84	1	693

(注1) () 書は、文化行政課が貸付けをしている美術品数の内書である。

(注2) 香川県美術品取得基金所有の美術品は、香川県文化会館が保管している。

平成14年度末において、県全体では693点の美術品を所有しており、そのうち、香川県文化会館が保管しているものが香川県美術品取得基金の所有分11点を含めると593点(85.6%)であり、文化行政課が保管し香川県歴史博物館及び香川県県民ホールに貸付けをしているものが88点(12.7%)である。香川県文化会館及び文化行政課の2つの機関で、県が所有する美術品のうち681点(98.3%)を占めている。

なお、備品を取得したときは、香川県会計規則(以下「会計規則」という。)等の規定に基づき、速やかに出納手続を行う必要があるが、これら美術品の中には、備品出納手続の遅延等により、平成15年度に入ってから備品取得登録が行われ、決算書に計上漏れとなっていたものが3点あった。

<意見>

美術品を取得したときは、会計規則等の規定に基づき、速やかに出納手続を行う必要がある。(産業政策課、経営支援課、文化行政課)

2 香川県文化会館

香川県文化会館（以下「文化会館」という。）は、美術及び芸術・芸能等の文化活動を行い、県民の文化の発展と向上に寄与することを目的として、昭和 41 年に設置された施設で、展示室、芸能ホール、茶室等を有し、現在は県立の美術館として美術品の収集や各種の展覧会に加えて、芸術講演会開催等の活動も行っている。また、館内各施設を、芸術・芸能団体等の文化事業の場として、一般の利用にも供している。

(1) 美術品の種類及び数量

文化会館においては、文化会館保有の美術品と香川県美術品取得基金の所有に属する美術品を保管しており、その種類及び数量は、次表（再掲）のとおりである。

（単位：点）

種 類 (小分類) 機関名	日 本 画	洋 画	彫 刻	工 芸	書	写 真	デ ザ イ ン	資 料	古 美 術	歴 史 資 料	そ 美 の 術 他 品 の	計
文化会館	174	226	52	128				1	1			582
香川県美術 品取得基金	5	4	1	1								11
計	179	230	53	129				1	1			593

保管している美術品 593 点の内訳をみると、洋画が 230 点 (38.8%) と最も多く、次に日本画 179 点 (30.2%)、工芸 129 点 (21.8%)、彫刻 53 点 (8.9%) の順となっている。

(2) 美術品の取得

ア 収集の方針

文化会館では、設置当初から、日本画、洋画、彫刻、工芸の分野において、香川県出身作家や香川県在住作家の作品及び香川県にゆかりのある作品を中心に、体系的な収集を行ってきた。

イ 香川県美術品取得基金

昭和 56 年度に、美術品を円滑かつ効率的に取得するため、条例により香川県美術品取得基金（以下「基金」という。）を設置している。また、基金で取得する美術品の範囲、香川県美術品取得調査委員会の設置等については、香川県美術品取得基金運営要綱を定め、規定している。

ウ 基金で取得する美術品の範囲

基金で取得する美術品の範囲は、昭和 56 年度からは、① 香川県の出身作家若しくは在住作家の美術品又は香川県にゆかりのある美術品で、全国的・国際的に特に優れたもの、② 芸術上、学術上著しく価値の高い美術品で、国又は本県の文化の振興に資するもの、のいずれかに該当するものを基準としていた。

昭和 62 年度には、これを改め、① 香川県の美術史上特筆される活動を行い、優れた業績を残した作家の代表的作品の収集を図る、② 香川県の工芸史を展覧するのに必要な香川の代表的工芸作品及びこれに関連したわが国の優れた工芸作品の収集を図る、③ わが国及び世界の美術史上活躍した作家の中で 20 世紀画壇の展開に中心となって活躍した作家の優れた作品の収集を図る、という基金による美術作品収集基本方針を策定し、以後、この 3 つの方針に基づいて美術品を収集している。

なお、一般会計により美術品を購入する場合も、広く情報を収集し、基金による取得方針に準じて購入作品を選定している。

エ 香川県美術品取得調査委員会

香川県美術品取得調査委員会は、10 人以内の委員で組織し、その任務は、知事の諮問に応じて美術品の取得に関する専門的、技術的事項について調査・審議し、その結果を知事に報告するものとしている。また、同委員会は、必要に応じて当該美術品の真贋又は価格等について専門家の意見を徴することができる。

なお、同委員会は、平成 14 年度には 1 回開催されている。

オ 基金の活用状況

基金の額は、1 億円とし、必要があるときは、一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより、追加して積立てをすることができる。基金で取得した美術品は、事後、一般会計で買い戻すこととしているが、県の財政状況が厳しいことから、平成 10 年度以降に基金で取得したものについては、一般会計による買い戻しがされていない。

平成 14 年度末の基金の現在高は 2 億 8,200 万円余で、その内訳は、取得した美術品 2 億 1,800 万円余、現金 6,400 万円余となっている。

カ 購入状況（過去 5 年間の実績）

平成 10 年度から平成 14 年度までの間の基金及び一般会計による美術品の購入実績は、次表のとおりである。

【年度別購入実績】

年 度	数量(点)	種類及び数量(点)	価格(円)
平成 10 年度	8	洋画 5、彫刻 1、工芸 1、資料 1	48,910,000
平成 11 年度	3	日本画 2、工芸 1	108,500,000
平成 12 年度	1	工芸 1	3,500,000
平成 13 年度	3	日本画 2、工芸 1	10,925,000
平成 14 年度	2	日本画 1、工芸 1	59,250,000
計	17		231,085,000

【会計区分別購入実績】

区 分	数量(点)	種類及び数量(点)	価格(円)
基 金	11	日本画 5、洋画 4、彫刻 1、工芸 1	218,125,000
一 般 会 計	6	工芸 4、洋画 1、資料 1	12,960,000
計	17		231,085,000

過去5年間の購入実績をみると、基金を活用して購入したものが、数量では11点(64.7%)、価格では218,125,000円(94.4%)となっており、県の美術品取得に関して基金が本来の役割を果たしていることが分かる。

キ 出納手続等

売買契約に基づき納入業者から美術品を受領したときは、2人以上の職員が数量、規格、状態等を確認し、美術品検査調書を作成する。検収に合格した時点で美術品の引渡しを完了したものとし、正当な請求に基づき代金を支払う。引渡し完了後、財務オンラインシステムにより備品取得登録を行い、備品出納通知書(取得)及び重要物品票を作成する。

基金により取得した美術品は、備品出納保管簿等で管理を行っており、一般会計により買い戻された美術品は、その時点で出納手続等を行う。

ク 寄附受入手続

作者等から寄附の申出があったときは、作品の価格評価調書を作成して収蔵することの適否を検討し、適当であると認められる場合には、教育長(価格評価調書による評価額が1,000万円以上の場合は知事)あての寄附申込書を受理し、文化行政課において寄附採納手続を行う。

文化行政課においては、寄附採納手続終了後、財務オンラインシステムにより備品取得登録を行い、文化会館へ保管換えをする。

ケ 寄附受入状況(過去5年間の実績)

平成10年度から平成14年度までの間の美術品の寄附受入実績は、次表のとおりである。

【種類別寄附受入実績】

種 類	数 量 (点)	寄附採納時の評価額(円)
日本画	46	80,000,000
洋 画	25	34,500,000
彫 刻	1	3,000,000
工 芸	3	3,500,000
計	75	121,000,000

【年度別寄附受入実績】

年 度	数量 (点)	種類及び数量 (点)	寄附採納時の評価額 (円)
平成 10 年度	16	洋画 13、工芸 3	18,700,000
平成 11 年度	11	洋画 10、彫刻 1	16,300,000
平成 12 年度	2	日本画 2	4,200,000
平成 13 年度	44	日本画 44	75,800,000
平成 14 年度	2	洋画 2	6,000,000
計	75		121,000,000

なお、寄贈作品 75 点のうち、日本画 42 点は、平成 17 年春の開館を目指して建設中の「東山魁夷美術館（仮称）」に移管される予定となっている。

コ 美術品の修復

美術品が経年による変化及び展示や貸出し等により傷みが生じた場合の修復については、必要度や緊急性などを考慮し、専門家による作品の状態調査を行ったうえで、優先順位を付けて計画的に行うこととしている。

平成 11 年度から平成 14 年度までの間の修復実績は次表のとおりであり、修復した美術品数は 19 点で、修復に要した金額は 12,674,550 円となっている。

年 度	修復した美術品の数 (点)	金 額 (円)
平成 11 年度	4	2,846,550
平成 12 年度	9	6,321,000
平成 13 年度	5	1,692,600
平成 14 年度	1	1,814,400
計	19	12,674,550

(3) 保管場所及び管理体制

ア 保管場所

文化会館には重要物品以外のものを含め約 1,900 点の美術品があり、そのほとんどは、種類別に、地下 1 階に 5 室ある収蔵庫に保管されている。

地下収蔵庫の状況は、次表のとおりである。

区 分	面積 (㎡)	温 度	湿 度	美術品の種類
収蔵庫 A	64.8	概ね 20℃	概ね 55%	日本画、洋画
収蔵庫 B	64.8			日本画、洋画
収蔵庫 C	64.8			彫刻、工芸
収蔵庫 D	51.6			彫刻、工芸
収蔵庫 E	28.0			環境に慣らすための 前室として使用
計	274.0			

日本画及び洋画の中には、一辺が2メートル前後もある大型作品も数多くあり、収蔵庫の全体的なスペース不足のため、これらの作品を前後二重に立て掛けて置くなど、作品の収蔵には相当苦慮している。このため、作家や取得時期等による系統的な整理はなされていない。彫刻についても、収蔵スペースの不足から、その一部は6階の倉庫に保管されている。

イ 管理体制

出納員（物品取扱員）である文化会館次長が管理責任者となっているほか、日本画、洋画、彫刻・工芸・資料・古美術及び書・写真・デザインに4区分して、学芸員2人、美術教員1人及び事務職員1人の4人で、それぞれ正、副の担当を決めて管理を行っている。

ウ 防犯、防災対策

美術品の盗難等の防犯対策としては、館内に防犯警報システムを設置し、美術品を保管している収蔵庫は24時間警戒状態にしており、夜間等には当直者が定期的に巡視している。また、地下室及び事務室には警察署に直接通報することができる非常通報装置を設置している。

火災や地震等に対する防災対策としては、収蔵庫にハロゲン化合物の消火設備を設置しており、また、館長を団長とした自衛消防団を編成し、6月ごとに消防訓練を行っている。建物については、平成9年度に行った耐震診断の結果、耐震改修の必要があることが報告されているが、新美術館の建設が凍結されていることを踏まえて、その対策を検討しているところである。

なお、1,000万円以上の美術品112点については、盗難や火災等による損害に備えて動産総合保険に加入している。

(4) 美術品の展示

ア 展示施設

文化会館の展示施設の状況は、次表のとおりである。

区 分		展示室の床面積 (㎡)
1 階	展示室 A	320
2 階	展示室 B	240
3 階	展示室 C	260
6 階	常設展示室	127
計		947

上記展示室のうち、展示室A、展示室B及び展示室Cは、企画展示室と位置付け、主として各種美術展覧会に使用している。

イ 展示状況（過去5年間の実績）

文化会館の収蔵作品については、主に6階常設展示室において、作家や部門等のテーマごとの展示を毎年数回行っており、1回当たりの展示期間は4週間程度となっている。また、新たに収集した作品は、できるだけ早い時期に新収蔵作品

展を開催し、展示公開することとしている。

収蔵作品の平成10年度から平成14年度までの間の展示実績は、次表のとおりである。

【美術品ごとの展示回数】

展示回数	左の区分による美術品の数(点)	比率(%)
0回	338	57.0
1回	197	33.2
2回	50	8.4
3回	8	1.3
計	593	100.0

【年度別展示美術品数】

年度	展示された美術品の数(点)
平成10年度	54
平成11年度	85
平成12年度	55
平成13年度	97
平成14年度	30
計	321

基金所有分も含めて文化会館が保管している美術品593点のうち、過去5年間に展示されたことのある美術品は255点(延数で321点)であり、一度も展示されたことのない美術品が338点(57.0%)である。

〈意見〉

- 1 保管している美術品の展示については、作家や部門等によるテーマを設定して実施されているところであるが、近年、展示実績のない作品や展示回数の少ない作品については、積極的に展示し、県民により多くの美術品を鑑賞する機会を提供することが望まれる。
- 2 保管している美術品を有効に活用するため、展示履歴等のデータベース化を検討することが望まれる。

(文化会館)

(5) 美術品の貸出し

ア 貸出先及び貸出期間

美術品の貸出しについては、博物館資料貸出等取扱要領において定められており、同要領によれば、使用目的が公の性格を持ち公共の美術振興に寄与するものと認められる場合で、当館の業務に支障のない範囲において貸し出すことができ

る。貸出先は、原則として国立、公立及び私立の美術館又は博物館並びにこれに準ずる機関又は団体としており、画廊又はデパート等の特設会場での展示などは貸出しの対象としていない。

美術品の貸出期間は、美術品の保護の観点から、材質に応じてその年間貸出期間（文化会館での展示期間を含む。）の限度を、次表のとおり定めている。なお、連続する展示期間については、次表の区分にかかわらず、1月以内を限度としている。

区 分	定 義	例	貸出期間
第1分類	作品全体に占める紙あるいは繊維の露出する部分の割合が特に大きいもの。またはインク、水彩絵具など光に対して特に脆弱で退色のおそれが著しいもの	日本画、素描画、版画、水彩画、写真、書など	3月以内
第2分類	天然樹脂、合成樹脂、木、金属（保護皮膜の特に薄いもの）、石膏、テラコッタなど、素材そのものが比較的脆弱なもの	油彩画、アクリル画、漆芸、金工、木竹など	6月以内
第3分類	上記以外	彫刻（金属、石）、陶芸など	特に定めず

その他、貸出しに当たっては、貸出先の展示場所における照度、温度、湿度等に関する最適環境の保持をはじめ、防犯・防災体制の整備、専門職員の存在、損傷等の補償、貸出しに伴う梱包や運搬等一切の経費負担、展示一貫保険の加入、運搬等に当たっての取扱い等、借用者に対して詳細な条件を課すこととしている。

イ 貸出状況（過去5年間の実績）

平成10年度から平成14年度までの間の収蔵作品の貸出実績は、次表のとおりである。

【美術品ごとの貸出回数】

貸出回数	左の区分による美術品の数(点)	比率(%)
0回	480	80.9
1回	74	12.5
2回	35	5.9
3回	3	0.5
4回	1	0.2
計	593	100.0

【年度別貸出美術品数】

年 度	貸し出された美術品の数 (点)	貸出先及び数量 (点)
平成 10 年度	11	美術館 8、その他 3
平成 11 年度	7	美術館 2、博物館 4、その他 1
平成 12 年度	47	美術館 41、博物館 6
平成 13 年度	26	美術館 24、その他 2
平成 14 年度	66	美術館 42、博物館 1、その他 23
計	157	美術館 117、博物館 11、その他 29

保管している美術品は、毎年、美術館を中心とする数件の貸出先に貸し出されており、所蔵する 593 点のうち、過去 5 年間に貸出実績のあるものは 113 点で、そのうち、貸出実績が 4 回のもの 1 点、3 回のもの 3 点、2 回のもの 35 点、1 回のもの 74 点となっている。

(6) その他の活用状況

文化会館では、平成 13 年度から県内の小・中学校と連携して、美術品を直接学校に持ち込み、美術や図画、総合学習の授業時間に美術鑑賞講座を開設して、美術教育の充実を図っている。その実施状況は、次表のとおりである。

年 度	美術鑑賞講座を開設した学校数 (校)	持ち込んだ美術品の延数 (点)
平成 13 年度	小学校 2、中学校 2	9
平成 14 年度	小学校 3、中学校 2	8

(7) 現物調査

文化会館が保管している美術品（基金が所有している 11 点を含む。）593 点について、平成 15 年 12 月 16 日及び同月 17 日に、監査委員事務局職員が監査調書と照合することにより現物調査を行った結果、次表のとおり、すべての美術品が保管されていることを確認した。

(単位：点)

種類 \ 保管場所等	文化会館の 収蔵庫等	歴史博物館 の収蔵庫	貸出中	修復中	計
日本画	115	63		1	179
洋画	217	1	12		230
彫刻	49	4			53
工芸	125	1	3		129
資料	1				1
古美術	1				1
計	508	69	15	1	593

- ア 文化会館内には、地下1階の収蔵庫に490点、6階の倉庫に6点（彫刻）、玄関に据付設置1点（彫刻）が保管されており、また、6階常設展示室には展示中のものが11点（工芸品）あった。
- イ 文化会館では、保管場所のスペース不足により、収蔵品のうち、69点は歴史博物館の収蔵庫に保管しており、それらについては歴史博物館の収蔵庫内において現物確認をした。
- ウ 貸出中の15点については、備品出納通知書（貸付け・返納）及び関係起案文書により貸し出されていることを確認した。
- エ 修復中の1点については、修復業者から提出された作品預証により修復に出されていることを確認した。
- オ 備品には、一品ごとに品名、番号等を表示しなければならない（会計規則第139条）とされているが、美術品は、その性質上、現物に品名、番号等を表示した備品ラベルを直接貼付できないものが大半である。
- このため、文化会館では、日本画及び洋画の多くは、段ボール箱等の容器に作品名や作家名等を記載しているが、記載位置をはじめ書式も統一されていない。また、大小数多くの作品が限られたスペースに収蔵されているため、担当職員は取得時期や作者等からおおよその収蔵位置は把握しているようであるが、担当職員以外の者が特定の作品を探し出すことは容易でないように思われる。
- 彫刻及び工芸については、現物だけでなく木箱等の容器にも備品ラベルを貼付できないものがあり、これらについては、作品名等を記載したカードを美術品に添えて置いているが、中には、カード等による表示もないため、美術品台帳記載の写真と照合しなければ現物確認ができないものがあった。

<意見>

保管している美術品については、担当職員以外の職員でも美術品を特定できるよう、会計規則等に基づき備品番号、品名、作者名、取得年月日等を記載した備品ラベルを貼付し、その性質上、備品ラベルを貼付できないものについては、表示方法を工夫する等により、適切な管理に努めることが必要である。（文化会館）

3 香川県歴史博物館（文化行政課）

香川県歴史博物館（以下「歴史博物館」という。）は、博物館法に基づく博物館として平成11年11月に開館した施設で、その管理運営は財団法人置県百年記念香川県芸術文化振興財団に委託されているが、平成16年度からは教育委員会において直接管理運営を行うことが予定されている。

(1) 美術品の種類及び数量

歴史博物館は、博物館法及び香川県歴史博物館規則第2条に基づき、郷土の歴史に関する8万8千点余の資料を収集・保管しているが、それらの資料は、すべて文化行政課の備品で歴史博物館に貸し付けているものであり、そのうち重要物品に当たる美術品83点は、すべて歴史資料に分類されるものである。

(2) 美術品（歴史資料）の取得

ア 収集の基準

歴史博物館は、香川県歴史博物館の歴史資料収集に関する要綱及び香川県歴史博物館資料収集要領に基づき、香川の歴史及び文化を理解するために必要と認められる考古、歴史、民俗資料の収集を行っている。

イ 購入手続

歴史博物館は、購入しようとする美術品（歴史資料）について事前に調査研究、鑑定評価を行い、さらに、1件が100万円を超えると判断されるものを購入しようとするときは、適正を期すため当該美術品の学問的評価及び価格の評価について専門的知識を有する者及び当該資料の時価に精通する者で構成する歴史博物館資料評価委員会の意見聴取を行って、それらの結果を教育長（文化行政課）に報告する。

文化行政課は、歴史博物館からの報告に基づき当該美術品購入の適否を検討し、適当と認められる場合は購入を決定し、売買契約、検収、支払等の会計事務及び備品取得登録等を行った後、歴史博物館へ貸付通知を行う。

ウ 寄附受入手続

歴史博物館は、寄附の申出があったときは、当該資料の調査研究及び鑑定評価を行い、それらの結果を教育長（文化行政課）に報告する。

文化行政課は、歴史博物館からの報告に基づき当該美術品収蔵の適否を検討し、適当と認められる場合は、教育長（評価額が1,000万円以上の場合は知事）あての寄附申込書を受理することとし、寄附採納事務及び備品取得登録等を行った後、歴史博物館へ貸付通知を行う。

エ 購入及び寄附受入の状況

平成11年11月の開館以降に歴史博物館の収蔵品として、県（文化行政課）が購入又は寄附採納した美術品は、次表のとおりである。

区分	数量(点)	購入金額又は取得時の 評価額 (円)	取得先及び数量(点)
購入	12	51,870,550	専門業者10点、個人2点
寄附	1	4,400,000	個人1点
計	13	56,270,550	

(3) 保管場所及び管理体制

ア 保管場所

歴史博物館の収蔵品の保管場所等は、次表のとおりである。

区分	面積(m ²)	温度	湿度(%)	収蔵資料	重要物品収蔵数(点)
特別収蔵庫	200.12	夏24℃ 冬20℃	55	国宝、重要文化財	10
歴史収蔵庫	586.37		55	文書、絵図、武器	21
考古収蔵庫	411.62		55	考古資料	5
美術工芸収蔵庫	389.82		55	屏風、仏像、陶磁器	40
民俗生活収蔵庫	593.82		55	民具	0
低湿収蔵庫	106.45		50	刀剣	7
高湿収蔵庫	106.39		60	レプリカ	0
フィルム庫	193.87		55	マイクロフィルム	0
計	2,588.46				

歴史博物館は、建物自体が新しいことから保管設備等も充実しており、収集した美術品は体系的に整理し、燻蒸等保存のための必要な処置を行ったうえ、各収蔵庫に部門ごとに保管している。収蔵庫内の温度や湿度は、自動制御されており、美術品の性質等に留意して常に良好な条件で保管するよう努めている。

イ 管理体制

学芸課に資料管理係を置いている。保管している個々の美術品については、歴史博物館が独自に開発した収蔵品管理システムにより管理を行っている。

ウ 防犯、防災対策

盗難等の防犯対策としては、館内は24時間有人警備体制をとっており、各種防犯用センサーや監視カメラ等の防犯機器が設置されている。また、収蔵庫の出入りにはカードキーを用いている。

火災や地震等に対する防災対策としては、建物は防災能力の高い鉄骨鉄筋コンクリート造であり、インナージェンガスやスプリンクラー等の消火設備の整備、消火栓の配置、収蔵庫の棚には落下防止用ネットが設置されているほか、免震装置付きの収蔵庫も1室整備されている。

また、盗難や火災等に備えて、1,000万円以上の重要物品は動産総合保険に加入している。

(4) 美術品の展示

ア 展示施設

展示室の床面積及び展示内容は、次表のとおりである。

区 分		展示室の床面積 (㎡)	展示室の名称・展示内容
3階	部門展示 - 1	332.76	松平家歴史資料室
〃	部門展示 - 2	78.57	水とくらし室
〃	部門展示 - 3	139.23	空海室
〃	部門展示 - 4	150.73	宗教文化室
〃	部門展示 - 5	130.19	産業と技術室
〃	企画展示室	726.13	企画展、全国巡回展
4階	総合展示室	1,188.65	かがわ今昔-香川の歴史と文化-
計		2,746.26	

イ 展示状況

新たに収集した美術品は、まず新収蔵資料展に展示し、その後は部門展示や自主企画展でテーマ設定に応じた展示を行っている。また、総合展示室においては、各時代の実物資料展示コーナーで定期的に展示替えを行うことにより収蔵品を紹介している。常設展示以外の1回当たりの展示期間は、おおむね3週間から5週間である。歴史博物館における開館以後（平成11年11月から平成14年度末までの間）の展示実績は、次表のとおりである。

【美術品ごとの展示回数】

展示回数	左の区分による美術品の数(点)	比率 (%)
0回	28	33.7
1回	28	33.7
2回	15	18.1
3回	4	4.8
4回	8	9.6
計	83	100.0

【年度別展示美術品数】

年 度	展示された美術品の数(点)
平成11年度	21
平成12年度	26
平成13年度	30
平成14年度	25
計	102

保管している美術品 83 点のうち、開館以後、展示実績のある美術品は 55 点(延数で 102 点)であり、一度も展示されたことのないものが 28 点 (33.7%) である。

〈意見〉

- 1 保管している美術品（歴史資料）の展示については、テーマを設定して実施されているところであるが、これまで展示実績のないものや展示回数の少ないものについては、積極的に展示し、県民に鑑賞の機会を提供することが望まれる。
- 2 保管している美術品を有効に活用するため、展示履歴等のデータベース化を検討することが望まれる。

(歴史博物館（文化行政課）)

(5) 美術品の貸出し

歴史博物館が保管している美術品の利用に関しては、香川県歴史博物館の歴史資料の利用に関する要綱に基づいて行われている。

ア 貸出先及び貸出期間

美術品の貸出しは、歴史博物館と同一の目的を有する国の施設、博物館法に規定する登録博物館及び博物館に相当する施設並びに公立資料館その他館長が適当と認めたものに対して行うことができる。その手続は、歴史資料貸出申込書の提出及び歴史資料貸出承諾書の交付により行う。

美術品の貸出しは通常は無料としているが、貸出し、返却及び貸出期間中の保管等に要する経費は、すべて借受人の負担となる。なお、美術品保護の観点から、貸出期間は原則として 60 日以内とし、そのうち展示期間は 30 日以内としている。

イ 貸出状況

美術品の貸出しは、年間に 3 件程度行われており、83 点のうち貸出実績のあるものは 10 点で、そのうち、貸出実績 3 回のものが 1 点、他の 9 点は各 1 回ずつ貸し出されている。貸出先は県内外の博物館、資料館及び美術館等となっており、そのほとんどは、これらの施設が実施する展覧会（特別展又は企画展）等での展示を目的としたものである。

(6) その他の活用状況

ア 保管している美術品は、展示及び貸出しのほか、館内での調査研究、実物資料の熟覧及び親子一日学芸員、博物館実習等に活用されている。また、美術品の写真・ポジフィルムは、歴史博物館が発行している「収蔵資料目録」、「松平家歴史資料目録」をはじめ、歴史や美術関係の出版物等への写真掲載及びテレビ放映等に幅広く活用されている。

イ 美術品の普及・啓発及び学術研究に資し、かつ、良好な状態で管理されると認められる場合には、当該美術品を熟覧等に使用させることができる。その手続は、歴史資料利用申込書の提出及び歴史資料利用承諾書の交付により行う。

(7) 現物調査

ア 歴史博物館に貸し付けられている美術品 83 点について、平成 15 年 12 月 5 日に、監査委員事務局職員が監査調書と照合することにより現物調査を行った結果、他の施設へ貸出中のもの 1 点（貸出中の 1 点については、借用依頼書及び容器の木箱により確認した。）を含め、すべてが保管されていることを確認した。

イ 歴史博物館は、平成 13 年度実施の包括外部監査（「公の施設等の管理について」を監査テーマとするもの）において、「現物と台帳の同一性を確保する管理番号が備品に付されていない。また、全ての備品、特に歴史資料については、現物調査を実施していない。」との指摘を受けたことに対応して、重要物品については、すべて平成 14 年度に台帳等と現物との照合を行い保管場所等を確認している。また、備品番号等については、美術品という性質上、現物はもとより木箱等の容器にも備品ラベルを貼付できないものが多く、これらの美術品には備品ラベルに代わるものとして、短冊に必要事項を表示して現物又は容器に添えている。

4 その他の機関

文化会館及び歴史博物館以外の美術品を保管している機関について、平成 15 年 12 月 2 日から同月 5 日の間に、監査委員事務局職員が監査調書と照合することにより現物調査等を行った結果、各機関が保管する美術品は、それぞれの保管場所において展示又は設置等がされていることを確認した。その管理・活用状況等は、次表のとおりである。

機関名	種類 (小分類)	取得 方法	展示・保管場所	防犯対策	展示・保管目的
秘書課	洋画	寄附	秘書課ロビー	夜間等は部屋に施錠	来客の鑑賞に供する。
環境・水政策課	彫刻	購入	坂出市王越町 (国立公園内)	据付けの石彫作品のため、特に防犯対策はしていない。	来訪者の鑑賞に供する。
産業政策課	彫刻	購入	瀬戸大橋記念公園内	据付けの石彫作品のため、特に防犯対策はしていない。	入園者の鑑賞に供する。
経営支援課	工芸	寄附	県庁本館ロビー	庁舎管理で守衛が庁内を巡視	来客の鑑賞に供する。
〃	日本画(3点 1組の作品)	寄附	サンメッセ香川の 応接室及び2 階廊下	警備会社へ管理委託、昼間は 職員が巡視	来客の鑑賞に供する。
〃	彫刻	購入	サンメッセ香川 の南庭	警備会社へ管理委託、昼間は 職員が巡視	来客の鑑賞に供する。
香川県民ホール (文化行政課からの 貸付備品)	日本画	購入	多目的会議室	24 時間警備による巡視、防 犯センサー設置、部屋の施錠	来客の鑑賞に供する。

機 関 名	種 類 (小分類)	取得 方法	展示・保管場所	防犯対策	展示・保管目的
香川県県民ホール (文化行政課からの貸付備品)	日本画	購入	応接室	24 時間警備による巡視、防犯センサー設置、部屋の施錠	来客の鑑賞に供する。
〃	洋画	寄附	館長室	24 時間警備による巡視、防犯センサー設置、部屋の施錠	来客の鑑賞に供する。
〃	彫刻	寄附	本館 2 階ホワイエ	24 時間警備による巡視、防犯センサー設置、部屋の施錠	来客の鑑賞に供する。
〃	その他の美術品	購入	北館 5 階ホワイエ	24 時間警備による巡視、防犯センサー設置	来客の鑑賞に供する。
瀬戸内海歴史民俗資料館	歴史資料	寄附	玄関 (屋外)	台座に固定、宿直員による巡視	来館者に歴史資料を紹介する。
香川県漆芸研究所	工芸	購入	陳列室	常時施錠、鑑賞時は職員立会いで開錠	指導用参考資料。来所者の鑑賞にも供する。
〃	工芸	寄附	陳列室	常時施錠、鑑賞時は職員立会いで開錠	指導用参考資料。来所者の鑑賞にも供する。
〃	工芸	寄附	陳列室	常時施錠、鑑賞時は職員立会いで開錠	指導用参考資料。来所者の鑑賞にも供する。
高松桜井高等学校	洋画	購入	校長室	部屋の施錠、警備会社による機械警備	来客の鑑賞に供する。
善通寺西高等学校	彫刻	寄附	中庭	据付けの石彫作品、夜間等は警備会社による巡視	生徒の教育に資する。来客の鑑賞にも供する。

ア 環境・水政策課が坂出市王越町の国立公園内に設置している石彫作品並びに経営支援課が県庁本館ロビーに設置している石彫作品及びサンメッセ香川に展示している日本画の重要物品票には、題名や製作者名等の所定事項が記載されていないものがあつた。

イ 経営支援課が県庁本館ロビーに設置している石彫作品は、重要物品票では「工芸」に分類されているが、その実態からみて「彫刻」に分類されるべきものである。

ウ 漆芸研究所が保管している工芸品 3 点は、漆芸品作成指導の参考資料 (見本) として活用されている。保管場所である陳列室にはガラスケースの中などに多くの漆器等が陳列されており、窓には暗幕用のカーテンが設置されているが、部屋の構造自体は普通の教室と変わるところがない。漆器の持つ性質を考えると、陳

- 列室の温度や湿度等の環境条件は、必ずしも保管場所に適しているとはいえない。
- エ 善通寺西高等学校の中庭に据え付けられている彫刻は、当校にゆかりのある作家の作品でもあり、デザイン科の生徒等に対する教育用資材としても活用されている。
- オ 来客の鑑賞に供することを目的に展示している美術品の中には、作品名等を紹介した表示をしていないものも見受けられた。

＜意見＞

- 1 重要物品票には、題名、製作者名等の所定事項を適切に記載する必要がある。(環境・水政策課、経営支援課)
- 2 美術品の分類は、その実態に即して適切に行う必要がある。(経営支援課)
- 3 漆芸品の陳列室については、漆器の持つ性質を考慮して、保管環境の改善について検討する必要がある。(漆芸研究所)

5 むすび

県が所有している取得金額又は取得時の評価額が100万円以上の重要物品に該当する美術品の管理・活用状況について、当該美術品を保管している機関を対象に、その取得手続、保管場所、管理体制及び展示・貸出状況等に着眼して監査を実施した結果、各機関とも、それぞれの取得目的に沿っておおむね適切に行われているものと認められた。一部検討を要すると認められる事項等については、それぞれの項目の末尾において、意見として述べたとおりである。

県の各機関が保管している美術品は、絵画、彫刻、工芸、歴史資料等多種多様であるが、これらの美術品には高額なものも多く、しかも、その性質上、経年等による損傷を受けやすいものが多いことから、通常の商品管理に比べて、特にその管理は適切に行われるよう望むものである。また、県民の財産であるこれらの美術品が展示や貸出し等により有効に活用され、本県文化の振興と向上に大きく寄与することを期待するものである。